



令和2年4月27日  
国土交通省中部地方整備局  
豊橋河川事務所

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 河川敷利用の自粛のお願いについて

豊橋河川事務所では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、河川敷においても、人が密集するおそれのある行為（バーベキュー・キャンプ・水遊びなど）での利用を控えていただくようホームページなどをお願いしてきました。

今般、特定警戒都道府県となっていることから、河川敷の利用自粛をさらに強く求めるため、人が集まっての利用が予想される河川敷への進入路等への看板設置等を実施しています。（別紙参照）

また、看板設置等が施されていない箇所についても、引き続き感染拡大のおそれのあるご利用は控えていただきますようお願いいたします。

配布先：豊橋市政記者会、豊川市政記者クラブ、新城市政記者クラブ、岡崎市政記者会、岡崎新聞記者会、豊田市政記者クラブ、豊田市政記者東クラブ

問い合わせ先：国土交通省 豊橋河川事務所  
（愛知県豊橋市中野町字平西 1-6）

TEL:0532-48-2111(代表)

副所長 稲垣 良和(いながき よしかず)  
管理課長 岡本 賢一郎(おかもと けんいちろう)

新型コロナウイルス

別紙

**「緊急事態宣言」発令中!!**

愛知県は特定警戒都道府県!!

**河川敷の利用自粛を!!**

河川空間の利用において、人と人との接触機会を削減するため、不要不急の利用を控えて頂くよう、お願い致します。

期間：緊急事態宣言の期間

国土交通省 豊橋河川事務所